平成２７年（フ）第１８６号
岐阜県各務原市鵜沼西町１丁目827番地（ルミエールＢ101号）
破産者　駒井　哲雄
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２８４号
愛知県津島市東柳原町３丁目４番地　サンモール津島３Ａ号
破産者　澤田　文宏
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８４３号
名古屋市守山区茶臼前１－９　クレフラスト喜多山Ａ棟103号、住民票上の住所大阪市淀川区野中北２丁目１番27―403号
破産者　松阪　弘志
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８５２号
愛知県春日井市知多町１丁目101番地１　ＬＩＢＥＲＴＹ　ＳＰＡＣＥ205号、従前の住所愛知県春日井市勝川町４丁目52番地　エトワール勝川101号
破産者　中島商店こと中島恒治こと　金　　恒治
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９７８号
名古屋市中川区吉良町10番地の８　シティファミリー吉良Ｃ棟401号
破産者　弓削　芳廣
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２７２号
大阪府茨木市玉島２丁目11番８号　レジデンスジュメーラオアシス101号
破産者　髙平　鉄志
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３５７号
大阪市東住吉区鷹合４丁目８番17号　ピュアコートⅢ　305号
破産者　金山和弘こと　金　　和弘
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６４９号
大阪市淀川区新高５丁目６番26―203号
破産者　高松　由美
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７５２号
大阪市港区三先１丁目２番１号　Ｔ＆Ｔ　ＦＵＫＵＩ　401号
破産者　進野　郁穂
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８１４号
大阪市西成区旭１丁目６番３号　サンセリテ花園201号
破産者　新世界もつ鍋屋こと　岩本　修二
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８５１号
大阪市都島区内代町１―16―25大宝都島ロイヤルハイツ502、住民票上の住所大阪市鶴見区今津南２丁目５番１号
破産者　重政　和也
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３７５号
大阪府豊中市寺内１丁目６番８―205号
破産者　林田　　繁
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５２４号
大阪市城東区東中浜８丁目８番23―1302号
破産者　金森　健優
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５８６号
大阪市中央区高津３丁目８番20号　リバティパレス305号
破産者　柿沼　妙子
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６０２号
大阪府東大阪市三島１丁目11番13号
破産者　圓次　正和
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７２３号
大阪市平野区喜連東３丁目５番８―301号
破産者　田代　　洋
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７６３号
大阪府茨木市豊原町５番33―705号
破産者　中尾　光次
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８０５号
大阪府豊中市螢池北町３丁目11番15―406号
破産者　坂本　一成
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部